広報とやま　令和4年（2022年）2月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

賃貸住宅の退去時のトラブルを防ぎましょう。

［事例］

退去する際に、「壁紙の張り替えやハウスクリーニングなどの原状回復費用として、入居時に支払った敷金が返金されなかった」「敷金を上回る金額を請求された」という相談が寄せられています。

［アドバイス］

- 原状回復費用を請求された場合は、借り主に負担義務のない通常使用による損傷や経年劣化によるものでないか確認し、納得できない点は説明を求めましょう。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などと一緒に部屋の現状を確認し、メモを残したり、傷や汚れがある場合は写真を撮ったりするなど記録をしましょう。

相談受付時間　（土）（日）（祝）を含む毎日10:00～18:30（年末年始、CiC休館日は除く）

お問い合わせ　消費生活センター　電話:443-2047